

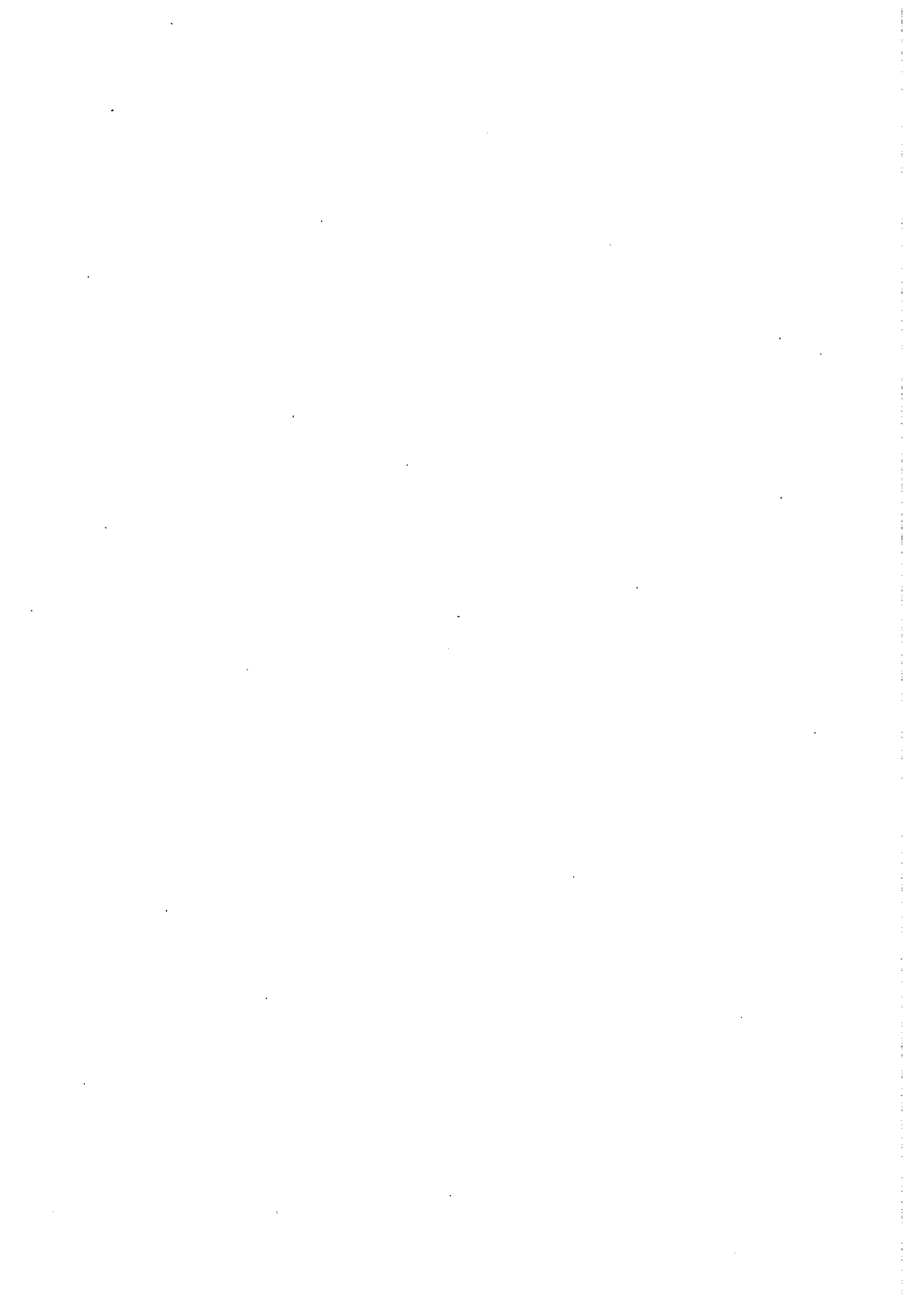
令和5年2月28日

安曇野市教育委員会

令和5年2月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会



議案第 1 号	教育部、学校教育課
令和 5 年 2 月 28 日 提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 高橋弓枝

タイトル	安曇野市小中学校徴収金取扱規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	規程の一部改正に伴う協議
要旨	学校徴収金事務処理の適正化を図るため、様式の一部を改正するもの。
説明	<p>■改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式の改正 2 字句体裁の整理 3 新旧対照表 別紙のとおり

安曇野市立小中学校徴収金取扱規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、安曇野市立の小中学校(以下「学校」という。)で取り扱う学校徴収金の事務処理の適正化と効率化を図るとともに、保護者負担の軽減を推進するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 校長は、学校徴収金の適切な管理と運営を行うため、学校徴収金担当者会(以下「担当者会」という。)を設置する。</p> <p>3 担当者会は、次に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 学校徴収金の徴収目的、徴収金額、徴収方法、預託金融機関等に関する事項</p> <p>(2) 会計運営上の連絡調整に関する事項</p> <p>(3) 保護者負担軽減に関する事項</p> <p>(4) その他学校徴収金に関する事項</p> <p>(予算)</p> <p>第4条 校長は、年度当初に予算を立案の上、徴収金額及び徴収方法を決定し保護者に説明しなければならない。</p> <p>(備付帳票)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する帳票(預金通帳を除く。)は、当該年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。</p> <p>(予算執行)</p> <p>第6条 会計担当者は、学校徴収金を支払に充てるときは、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 支払いは、使途目的に合った適切な予算科目から支出すること。</p> <p>(2) 支払いは、請求書等に基づき安全かつ確実な方法により行うこと。</p> <p>(3) 支払い完了後は、関係帳票、領収書等を整理し、収支残額を明確にすること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、安曇野市立の小中学校(以下、「学校」という。)で取扱う学校徴収金の事務処理の適正化と効率化を図るとともに、保護者負担の軽減を推進するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 校長は、学校徴収金の適切な管理と運営を行うため、学校徴収金担当者会(以下、「担当者会」という。)を設置する。</p> <p>3 担当者会は、次に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 学校徴収金の徴収目的、徴収金額、徴収方法、預託金融機関等について。</p> <p>(2) 会計運営上の連絡調整について。</p> <p>(3) 保護者負担軽減に関する事項について。</p> <p>(4) その他学校徴収金に関する事項について。</p> <p>(予算)</p> <p>第4条 校長は、年度当初に予算を立案の上、徴収金額、徴収方法を決定し保護者に説明しなければならない。</p> <p>(備付帳票)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する帳票(預金通帳を除く)は当該年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。</p> <p>(予算執行)</p> <p>第6条 会計担当者は、学校徴収金を支払に充てるときは、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 支払いは、使途目的に合った適切な予算科目から支出すること。</p> <p>(2) 支払いは、請求書等に基づき安全かつ確実な方法により行うこと。</p> <p>(3) 支払い完了後は、関係帳票、領収書等を整理し、収支残額を明確にすること。</p>

様式第1号 (第5条関係)

年度 学年会計 会計簿

年 月 日

伺NO	月 日	科目	摘要	数量	単価	外税	消費税	支払先	収入金額	支払金額	差引残額
		CD 欄削除									

様式第1号(第5条関係)
会計簿

年度 学年会計

年 月 日

月/日	伺	CD	科目	摘要	数量	単価	外税*	消費税	業者名	収入金額	支払金額	差引残額

改正後

様式第3号 (第5条関係)

年度
学年会計報告

収入額
支出額
残 額

円
円
円
円 (差引残額処理方法)

学校長
学年主任
学年会計担当

下線削除

(収入の部)

項 目	収入額	説明 (積算基礎)		
		項目	単価	数量 金額
計				

(支出の部)

項 目	支出額	説明 (積算基礎)							
		上段：全体使用			下段：個人使用				
品名	数量	単価	消費税	金額	品名	数量	単価	消費税	金額
計									

・ 項目名称削除削除
・ 表の体裁変更

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。
年 月 日 監査委員

印 印

様式第3号 (第5条関係)

年度 第 学年会計報告 ()

学校長
学年主任
学年会計担当

収入額 _____ 円
支出額 _____ 円
残 額 _____ 円
(差引残額処理方法)

(収入の部)

項 目	収入額	説明 (積算基礎)
I 学年費	円	
計	円	

(支出の部)

項 目	支出額	説明 (積算基礎)		
		全体使用	個人使用	
品名	数量	単価	消費税	金額
1 教科活動	円	計	円	円
2 特別活動	円	①児童会 生徒会 学級会	計	円
		②クラブ活動	計	円
		③行事 (儀式・学芸・体育・ 奉仕)	計	円
		④遠足 修学旅行	計	円
計	円	計	円	円

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

年 月 日 監査委員



収 入 伺 票				起 案 日											
				決 裁 日											
年 度		会 計 名	学 年 会 計	No.											
収 入 金 額	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>														円
件 名															

内 訳

月 日	科 目	摘 要	数 量	単 価	金 額

上記のとおり収入してよろしいでしょうか。

決 裁	校 長	教 頭	学 年 主 任	事 務 主 任		担 当 者

年度

学校

収入 No. _____

学年会計

決裁	校長	教頭	学年主任	会計担当

収入伺票

下記の収入について伺います。

起票年月日		決裁年月日	
-------	--	-------	--

金額										円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

内訳

(単位：円)

月日	CD	科目	摘要	数量	単価	金額

付記

様式第4号の2 (第5条関係)

支 出 伺 票 (物 品 購 入 等 伺 票)				起 案 日											
				決 裁 日											
年 度		会 計 名	学 年 会 計	No.											
購 入 伺 額	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>														円
件 名															

内 訳 として (単位：円)

月 日	科 目	摘 要	数 量	単 価	外 税	消 費 税	金 額
支 払 先							

上記のとおり購入してよろしいでしょうか。

決 裁	校 長	教 頭	学 年 主 任	事 務 主 任		担 当 者

支 出 決 定 票

年 月 日

支 出 決 定 額	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																		円

上記のとおり支出してよろしいでしょうか。

決 裁	校 長	教 頭	学 年 主 任	事 務 主 任		担 当 者
決 裁 日	支 払 年 月 日	上記の金額を受領しました。				
		年 月 日				
受 取 人						㊞

※領収書裏面貼付

年度

学校

支出 No. _____

学年会計

決裁	校長	教頭	学年主任	会計担当	起案者

購入・支出伺票

下記の支出について伺います。

起票年月日		決裁年月日	
-------	--	-------	--

金額										円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

内訳

として

(単位：円)

月日	CD	科目	摘要	数量	単価	外税*	消費税	金額

上記のとおり購入します。

購入伺

年 月 日

請求書裏面添付

氏 名

上記のとおり支出します。

支出伺

年 月 日

領収書裏面添付

氏 名

議案第 2 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 2 月 28 日提出	(課長)太田 雅史 (担当係長)山田 なつ子

タイトル	安曇野市教育委員会公印規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	規程の一部改正に伴う協議
要旨	公印の廃止及び保管者の変更に伴う一部改正。
説明	<p>■改正内容</p> <p>安曇野市公印規則(平成17年10月1日規則第8号)別表について、安曇野市堀金歴史民俗資料館が閉館されたことに伴う「安曇野市堀金歴史民俗資料館長之印」の廃止、及び令和4年4月の組織改編により、「安曇野市青少年センター所長之印」の保管者が生涯学習課長から子ども家庭支援課長に変更されたことに伴う保管者の変更。</p>

安曇野市教委告示第 号

安曇野市教育委員会公印規程（平成17年安曇野市教委告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

安曇野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示

安曇野市教育委員会公印規程（平成17年安曇野市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「安曇野市堀金歴史民俗資料館長之印」を削り、同表安曇野市青少年センター所長之印の項保管者の欄中「生涯学習課長」を「子ども家庭支援課長」に改める。

附 則

この告示は、令和5年2月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

【新旧対照表】

安曇野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

改正後										改正前									
別表(第4条関係)										別表(第4条関係)									
公印の名称	書体	寸法 (方ミリ)	使用区分	保管者	ひな形	個数	ひな形 番号	公印の名称	書体	寸法 (方ミリ)	使用区分	保管者	ひな形	個数	ひな形 番号				
(略)										(略)									
削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	安曇野市 堀金歴史資料館 民俗資料館 館長之印	楷書	24	堀金歴史資料館 民俗資料館 館長名で 発する文書	堀金歴史資料館 民俗資料館 館長	安曇野市 堀金歴史資料館 民俗資料館 館長之印	1	80				
(略)										(略)									
安曇野市 青少年センター 長之印	篆書	20	青少年センター 長名で 発する文書	子ども 家庭支援課 長	安曇野市 青少年センター 所長之印	1	84	安曇野市 青少年センター 所長之印	篆書	20	青少年センター 長名で 発する文書	生涯学習課 長	安曇野市 青少年センター 所長之印	1	84				

議案第3号	学校教育課
令和5年2月28日提出	(課長)太田 雅史 (担当者)臼井 慎詞

タイトル	安曇野市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定
決定を要する事項の内容	安曇野市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の承認
要旨	<p>令和元年12月11日に公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)が一部改正になり、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が指針に格上げされたことに伴い、教育職員の業務量の適切な管理を行うため、安曇野市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するもの。</p>
説明	<ol style="list-style-type: none"> 1 規則名 安曇野市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 2 施行日 公布の日により 3 経 過 <p>令和元年12月11日に公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)が一部改正になり、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針に格上げされ、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理とその他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が公示されました。</p> <p>この指針に基づき教育委員会では、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理と教育職員の健康及び福祉の確保を図っていくこととなります。</p> <p>また、服務監督権者である教育委員会においては、本指針を参考にし、その所管に属する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとなっています。</p> 4 規則案 資料1のとおり

安曇野市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講じる措置に関し、必要な事項定めるものとする。

(業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された非を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。



元文科初第 1335 号
令和 2 年 1 月 17 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

(印影印刷)

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について (通知)

昨年 12 月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について (通知)」(令和元年 12 月 11 日元文科初第 1214 号初等中等教育局長通知。以下「公布通知」という。)で通知したとおり、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 72 号)が公布されました。

この法律は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が昨年 1 月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日の「まとめ取り」のため、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするものです。

このうち、ガイドラインの法的根拠のある「指針」への格上げについては、第 7 条において、文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることとされているところであり、当該規定に基づき、このたび、「公立学校の教育職員の業

務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示として公示しましたので、お知らせします（別添1及び2）。

本指針の適用は、第7条の施行と同じく令和2年4月1日からとしており、本指針の運用に当たっては、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

下記の留意事項のほか、本指針の内容に関する詳細については、別途Q&Aとしてお示しします。また、今回の改正法に関する主な国会審議の内容（別添3）についても、御参考にされるようお願いいたします。

本指針の策定と併せて、文部科学省としては今後とも、必要な制度改正や条件整備をはじめとして、学校と社会の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、学校における働き方改革の取組を総合的に進めてまいります。各教育委員会におかれては、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）の策定と併せて、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底をお願いいたします。

なお、今後、文部科学省では、「学校の働き方改革のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、本指針の運用状況について、適宜、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表することとしておりますので、御協力くださるようお願いいたします。

また、休日の「まとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制の活用に関して留意すべき事項については、別途通知します。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いいたします。

記

(1) 上限時間の性質について

本指針は、超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む「在校等時間」についての上限時間等を示したものであり、校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会は、上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理を行うことが求められること。

校長及び教育委員会は、教師等の在校等時間の管理をはじめ、業務の役割分担・適正化、必要な執務環境の整備や健康管理など、学校の管理運営における責任を有するものであることから、上限時間を超える実態がある場合には、例えば、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置を取るなど、学校の管理運営上の責任を適切に果たすことが求められること。

なお、在校等時間の上限は、教育職員がその上限まで勤務することを推奨するものではないこと。また、本指針における児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間は、上限時間の原則に対する例外として、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている又は生じるおそれのある場合など、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合について定めたものであること。

(2) 各地方公共団体の条例や規則等への反映について

本指針の適用は、第7条の施行と同じく令和2年4月1日からとしており、同日までに上限方針が実効性ある形で定められていることが重要であること。

このため、服務監督権者である各教育委員会においては、本指針を参考にし、上限方針を教育委員会規則等において定めること。既に上限方針を策定している場合には、本指針に沿ったものとなっているか、学校や地域の実情等も踏まえ、改めて検討の上、必要に応じて改定すること。

都道府県及び指定都市においては、給特法第7条第1項の規定の趣旨を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、公布通知においてもお願いしていた通り、本年度中に各地方公共団体の議会において御議論いただき条例の整備を行うとともに、教育委員会規則等の整備を行うようお願いしたいこと。

これらに関しては、条例・規則等に在校等時間の上限を定めることが重要であり、文部科学省において「「指針」の条例・規則等への反映について(例)」(別添4)を作成したので、参考とされたいこと。

(3) 在校等時間の客観的な計測について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握義務が明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ICT の活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

(4) 持ち帰り業務の扱いについて

在校等時間の上限を遵守することのみが目的化し、それにより自宅等における持ち帰り業務の時間が増加することはあってはならないこと。本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、仮に行われている場合には、その縮減のために実態把握に努めること。

(5) 相談窓口について

教師等の長時間勤務の是正やメンタルヘルス不調等の健康障害の防止のため、各教育委員会内の学校における働き方改革の担当課や教師等の福利厚生を担当する課等において、長時間勤務等の勤務条件やメンタルヘルス不調等の健康障害に関する相談窓口を設置することについては、別途「公立学校の教師等の勤務条件、健康障害及び公務災害認定に係る相談窓口の設置状況に関する調査結果に係る留意事項について（依頼）」（令和 2 年 1 月 17 日元文科初第 1336 号初等中等教育局長通知）として通知しているところであるが、本指針の適切な運用を確保する観点からも、相談窓口を設けることが重要であること。

なお、参議院文教科学委員会における「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「八」（※）の「文部科学省への相談窓口」については、別途示すものであること。

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年 12 月 3 日参議院文教科学委員会）抜粋

八、政府は、本法及び本法によって定められる文部科学省令、指針に逸脱した運用の防止策として、教育職員からの勤務条件に関する措置要求や苦情処理制度とは別に、教育職員等からの文部科学省や教育委員会への相談窓口を設けるよう促すこと。

【別添1】 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

【別添2】 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）

【別添3】 給特法改正に関する主な国会答弁

【別添4】 「指針」の条例・規則等への反映について（例）

【参考資料】 改正給特法の施行に向けたスケジュール（イメージ）

担当：初等中等教育局財務課教育公務員係
鞠子，中村，吉田
TEL：03-5253-4111（代表）内線2588

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることには変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

- 在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内

（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・ 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・ 本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

「指針」の条例・規則等への反映について（例）

1. 県立学校、政令市立学校の場合

○ 条例（勤務時間条例、給特条例等）に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第●条の規定による勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

○ 教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各都道府県・政令市において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

2. 市町村立学校の場合

- 都道府県において、県費負担教職員の条例（勤務時間条例、給特条例等）に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第●条の規定による勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

- 市町村において、教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

- 3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各市町村において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

※ なお、各市町村において、それぞれの実情を反映した上でそれぞれの方針を定めることが望ましいが、「給特法第七条に規定する指針に基づき」業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる、と規定することも考えられる。

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

平成31年1月25日

文部科学省

1. 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、文部科学省では、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしている。

また、政府全体でも関連する取り組みが進められる中、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革推進法」という。）において、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を結ぶにあたり、法定の労働時間を超える時間外労働の規制が新たに規定されたところである。

今回、こうした政府全体の動向も踏まえつつ、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定するものである。

なお、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくものである。

2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3. 勤務時間の上限の目安時間

(1) 本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

教師は、社会の変化に伴い子供たちがますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれに異なる一人一人の子供たちの発達段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、学習意欲を高める授業や適切なコミュニケーションをとって教育活動に当たることが期待されている。このような教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、今回のガイドラインにおいては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。また、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

4. 実効性の担保

(1) 本ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は以下の取組を進めること。

- ①教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等(以下「方針等」という。)を策定すること。
- ②教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、所管内の公立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- ③教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。人事委員会を置かない地方公共団体については、当該団体の長と方針等について認識を共有し、当該団体の長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組むこと。

(2) 文部科学省及び教育委員会は、保護者も含めて社会全体が本ガイドラインや方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図るものとする。

(3) 文部科学省は、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、適宜、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表するものとする。

5. 留意事項

- (1) 関係者は、本ガイドラインが、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- (2) 本ガイドラインの実施に当たっては、働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 本ガイドラインの実施に当たっては、教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を越えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (5) 冒頭で述べた通り、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくこととしており、各教育委員会においては、この点にも留意して取組を進められたい。

議案第4号【非公開】	教育部 学校教育課
令和5年2月28日提出	(課長) 太田雅史 (担当係長) 中村正勝

タイトル	「安曇野市教育情報セキュリティーポリシー」の策定他について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号に規定する、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非公開といたします。

議案第 5 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 2 月 28 日提出	(課長)太田 雅史 (担当)山田 なつ子

タイトル	令和 5 年度 安曇野市立幼稚園・認定こども園グランドデザイン(案)及び令和 5 年度 安曇野市学校教育グランドデザイン(案)について
決定を要する事項の内容	
要旨	『令和 5 年度 安曇野市の教育の方針』を策定するにあたり、市立幼稚園・認定こども園及び学校教育におけるグランドデザイン(案)について協議するもの
説明	令和 5 年度 安曇野市立幼稚園・認定こども園グランドデザイン(案)及び令和 5 年度 安曇野市学校教育グランドデザイン(案)については、別紙のとおり。

令和5年度 安曇野市立幼稚園・認定こども園グランドデザイン(案)

R5. 2. 28 安曇野市教育委員会



〈教育理念〉 安曇野市教育大綱 (R5.4.1~R10.3.31) (案)

- ・からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。
- ・すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。

「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」は、文芸評論家・作家・教育者の 臼井吉見さん (1905—1987 安曇野市堀金出身) の講演「中学生諸君に望む」(1967) から

方針 安全で安心できる保育を保障し、人や自然とのかかわりの中で、豊かな人間性や生きる力を育みます。

理念

- ・生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、就学前における全ての子どもの成長、発達について連続性をもった教育・保育を行います。
- ・専門性を生かしながら全ての子育て家庭への支援を行います。
- ・子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障し、家庭や地域から信頼される幼稚園・こども園を目指します。

— 育みたい 10 の力 — 「新幼稚園教育要領のポイント」(文部科学省より)

- ① 健康で安全な生活をしていくために、自ら考え行動する力〔健康な体と心〕
- ② 自分で考えたり、工夫したりしながらやり遂げる力〔自立心〕
- ③ 友だちと思いや考えを出し合い、協力し合う力〔協同性〕
- ④ きまりを守り、善悪の判断をし、折り合いをつける力〔道徳性・規範意識の芽生え〕
- ⑤ 地域の身近な人と触れ合い、親しみかかわろうとする力〔社会とのかかわり〕
- ⑥ 新しい考えを生み出す喜びを味わえる力〔思考力の芽生え〕
- ⑦ 身近な動植物に関心をもってかかわり、命を大切にしようとする力〔自然とのかかわり・生命尊重〕
- ⑧ 標識や文字などの役割に気づき、考え使おうとする力〔数量や図形、標識や文字への興味〕
- ⑨ 表現する喜びを感じながら、人とのつながりを広げる力〔言葉による伝え合い〕
- ⑩ 感じたことと考えたことを自分なりに表現する力〔豊かな感性と表現〕

運営の重点

- ・健康と安全 ・安全管理 ・食育の推進 ・相談窓口の充実 ・保護者との連携 ・小学校との連携
- ・職員研修 ・信州やまほいく(信州型自然保育) ・園庭ミニ田んぼづくり

安曇野市立認定こども園は、国の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、「安曇野市立認定こども園教育・保育課程」を作成し、生後6か月から就学前までの子ども一人ひとりの成長発達段階にあわせて、教育・保育を行っています。



＜教育理念＞ 安曇野市教育大綱 (R5.4.1～R10.3.31) (案)

- ・からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓く たくましい安曇野の子ども”を育みます。
- ・すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。

「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」は、文芸評論家・作家・教育者の 臼井吉見さん(1905～1987 安曇野市堀金出身)の講演「中学生諸君に望む」(1967)から

認定こども園・幼稚園など

学校運営協議会・地域学校協働活動本部

県教育委員会・中信教育事務所

家庭・地域

校長会・教頭会・教育会・退職校長会・県立特別支援学校・市内県立四高校長会・市PTA連合会・教育関係七団体

＜目指す教育・学校の将来像＞

“未来を拓く たくましい安曇野の子ども”を目指す安曇野市立小・中学校の将来構想 (R4.3 策定)

- ・郷土への愛着と誇りを持ち、志を高く未来を切り拓く安曇野教育の実現
- ・行きたい、学びたい、地域から必要とされる魅力ある学校の創造

自ら動く児童生徒

願う 児童生徒、教師、学校の姿

学び続ける教師

- ・自ら考え、判断し、行動する児童生徒
- ・自分らしく、自己を表出する児童生徒

- ・豊かな発想でのびのびと自らを高める教師
- ・明るく元気に、笑顔で子どもの前に立つ教師

地域へ飛び出す—地域との連携を一層強める学校

- ・地域の“ひと・もの・こと”と積極的なかわりをもち、特色ある豊かな学習を展開する学校

共通アプローチ

- (1) 学力向上とICT機器の活用 児童生徒の主体的な学びの推進、電子黒板や1人1台端末の活用
- (2) 成長の土台づくりと体力向上 コーディネーショントレーニング、自力登下校
- (3) 郷土愛の育成 地域学習(安曇野の時間)、安曇野市歌、キャリア教育、緑の少年団活動
- (4) 共生社会の実現 副学籍の活用と交流及び共同学習、人権や多様性の尊重
- (5) 連携と協働 幼保小中高及び民間施設との連携、地域学校協働活動
- (6) 安曇野らしい食育 手作りお弁当の日、生産者等との交流給食
- (7) 命を守る 新型コロナウイルス感染症等に対する適切な対応、交通事故0プロジェクト

重点プロジェクト 共通テーマ：中学校区ごとの特色と魅力を高める小中一貫教育

- (1) 自らかわり合って学ぶ授業づくり …豊科北中学校区、三郷中学校区
- (2) 地域と学校の連携・協働体制づくり …豊科南中学校区
- (3) キャリア教育の推進 …… …堀金中学校区、明科中学校区
- (4) ICTを最大限活用した授業づくり ……穂高東中学校区、穂高西中学校区

運営主体は
各中学校区

- ・分野別推進委員会 …「安曇野の時間」推進委員会、外国語教育連携委員会、ICT推進委員会

議案第 6 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 2 月 28 日提出	(課長)太田 雅史 (担当)山田 なつ子

タイトル	第 3 次安曇野市教育大綱について
決定を要する事項の内容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についての協議
要旨	令和 5 年 4 月 1 日から 5 年間を計画期間とする第 3 次教育大綱(案)について、令和 5 年 2 月 16 日開催の第 2 回総合教育会議において協議され、基本方針について一部修正案が出たため協議するもの。
説明	<p>1. 意見により、(案)に修正を加えた箇所。(2箇所)</p> <p>(1) <u>基本方針 2 学校教育の充実</u> 【意見】 教員自らの資質の向上について、個別事業的なものがない。具体性が示されていないというところが少し弱いのではないか。 【修正案】 「併せて、教職員の資質の向上を図ります。」を追記。</p> <p>(2) <u>基本方針 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の継承</u> 【意見】 小さい頃から自然や歴史・文化に触れることで、郷土への愛着や豊かな感性が育まれると思う。基本方針 6 に、「継承」だけではなく、「触れる」という部分も入れていただきたい。 【修正案】 「伝統文化や遺産の継承、」を「伝統文化や遺産に親しみ、それを継承し、」に変更。</p>

【第3次】安曇野市教育大綱

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

基本理念

*からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。

*すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。

※「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」は、安曇野市堀金出身の文芸評論家・作家・教育者の白井吉見さん(1905-1987)の講演「中学生諸君に望む」(1967)から

基本方針

1 子どもを育む環境の充実と共生社会の実現

安曇野の自然や地域の中で、体験・交流活動を充実させ、安心して子育てができる環境を整えます。また、一人ひとりの個性を認め合う共生社会の実現を目指し、すべての子どもの権利を尊重します。

2 学校教育の充実

協働的・探究的な学びを通じて特色と魅力ある学校づくりを推進し、郷土への愛着と誇りを持ち、自ら考え、判断し、行動する児童生徒を育みます。
併せて、教職員の資質の向上を図ります。

3 家庭・地域との連携の推進

学校と家庭、地域が連携・協働する体制の一層の充実を図り、豊かな人間性と社会性を育む学びを地域ぐるみで支えます。

4 生涯を通じた学びの創出

多様化する学びの要望に応え、情報や人と人が出会う環境を整えます。また、さまざまな人々が集い交流し、生涯にわたって自分らしく自ら学習活動に参加できる地域社会をつくります。

5 スポーツを楽しむ環境の充実

幼児期からの成長の土台づくりと体力の向上に取り組みます。また、幅広い世代のニーズに合わせ、スポーツに親しみ、スポーツを楽しむ環境を充実させます。

6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の継承

伝統文化や遺産に親しみ、それを継承し、新たな文化・芸術活動の創造や交流を推進し、安曇野らしい文化・芸術の更なる振興を図ります。

議案第7号	教育部 学校給食課
令和5年2月28日提出	(課長) 高橋秀行

タイトル	安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について
決定を要する 事項の内容	安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部改正に伴う協議
要旨	・運営委員会委員構成及び役員選任について、一部改正したいので協議します。
説明	<p>1 運営委員会委員構成の一部改正について</p> <p>運営委員会において、生産者など農業関係者の意見を給食センターの運営に反映させるため、安曇野市学校給食センター運営委員会規則第2条(組織)委員の構成について、「(4)小学校及び中学校PTA代表 5人」を「4人」に変更し、新たに「(7)農業関係機関代表 1人」を追加します。</p> <p>2 運営委員会役員選任の一部改正について</p> <p>令和4年度からの公会計化に伴い、運営委員会による学校給食費の会計監査の必要がなくなったため、安曇野市学校給食センター運営委員会規則第4条(役員)から「(3) 監事 3人」を削除します。</p> <p>同じく第5条(役員の選任方法及び任期)から「(2) 監事は、第2条第1項第2号及び第3号の委員のうちから1人、同項第4号の委員のうちから2人をもって充て、これらの委員により互選にする。」を削除します。</p>

○ 安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

1. 運営委員会委員構成の一部改正について

運営委員会において、生産者など農業関係者の意見を給食センターの運営に反映させるため、安曇野市学校給食センター運営委員会規則第2条（組織）委員の構成について、「(4) 小学校及び中学校PTA代表 5人」を「4人」に変更し、新たに「(7) 農業関係機関代表 1人」を追加します。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 安曇野市学校給食センター条例 第4条第1項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 教育委員代表 1人 (2) 小学校長代表 1人 (3) 中学校長代表 1人 (4) 小学校及び中学校PTA代表 4人 (5) 学校医代表 1人 (6) 薬剤師代表 1人 (7) 農業関係機関代表 1人</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 安曇野市学校給食センター条例 第4条第1項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 教育委員代表 1人 (2) 小学校長代表 1人 (3) 中学校長代表 1人 (4) 小学校及び中学校PTA代表 5人 (5) 学校医代表 1人 (6) 薬剤師代表 1人</p>

(続く)

2 運営委員会役員選任の一部改正について

令和4年度からの公会計化に伴い、運営委員会による学校給食費の会計監査の必要がなくなったため、安曇野市学校給食センター運営委員会規則第4条(役員)から「(3) 監事 3人」を削除します。同じく第5条(役員)の選任方法及び任期)から「(2) 監事は、第2条第1項第2号及び第3号の委員のうちから1人、同項第4号の委員のうちから2人をもって充て、これらの委員により互選にする。」を削除します。

改正後	改正前
<p>(役員) (役員)の選任方法及び任期)</p> <p>第4条 委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1人</p> <p>(2) 副委員長 1人</p> <p>第5条 役員)の選任方法及び任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。</p> <p>(2) 役員)の任期は1年とし、再任を妨げない。</p>	<p>(役員) (役員)の選任方法及び任期)</p> <p>第4条 委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1人</p> <p>(2) 副委員長 1人</p> <p>(3) 監事 3人</p> <p>第5条 役員)の選任方法及び任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。</p> <p>(2) 監事は、第2条第1項第2号及び第3号の委員のうちから1人、同項第4号の委員のうちから2人をもって充て、これらの委員により互選にする。</p> <p>2 役員)の任期は1年とし、再任を妨げない。</p>

議案第8号	教育部 学校給食課
令和5年2月28日提出	(課長) 高橋秀行

タイトル	安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う協議
要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則に規定する学校給食費の額について、改正したいので協議します。
説明	<p>1 学校給食費改正について</p> <p>令和4年11月24日付け、安曇野市学校給食センター運営委員会の答申「給食費の見直しについて」に基づき、安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則 第3条（学校給食費の額）の一部改正を以下のとおり行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 280円/日 を 300円/日 ・中学校 330円/日 を 350円/日 に改正する。 <p>なお、運営委員会の意見を尊重し保護者の負担軽減措置の実施を踏まえ、改正後の額は学校給食費の上限額とします。</p>

○ 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 学校給食費改正について

令和4年11月24日付け、安曇野市学校給食センター運営委員会の答申「給食費の見直しについて」に基づき、安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則 第3条(学校給食費の額)の一部改正を以下のとおり行います。

- ・小学校 280 円/日 を 300 円/日
- ・中学校 330 円/日 を 350 円/日 に改正する。

なお、運営委員会の意見を尊重し保護者の負担軽減措置の実施を踏まえ、改正後の額は給食費の上限額とします。

改正後		改正前	
(学校給食費の額) 第3条 条例第5条に規定する学校給食費の額は、次表の左欄に掲げる学校に通学する児童又は生徒(以下「児童等」という。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。		(学校給食費の額) 第3条 条例第5条に規定する学校給食費の額は、次表の左欄に掲げる学校に通学する児童又は生徒(以下「児童等」という。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。	
区分	学校給食費の上限額 (1人1日につき)	区分	学校給食費の額 (1人1日につき)
小学校	300 円	小学校	280 円
中学校	350 円	中学校	330 円

議案第9号	教育部 生涯学習課
令和5年2月28日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当係長) 遠藤 豊

タイトル	安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正
要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱の用語の定義を改める。 ・過疎地域（明科地域）に対する補助率等を新たに加える。
説明	<p>1 改正の理由</p> <p>(1) わかりやすい用語に改め、要綱の周知をはかるため。</p> <p>(2) 指定された過疎地域（明科地域）の地区公民館については、補助率を別に定め、過疎地域の持続的発展を促す</p> <p>2 改正の箇所（別紙のとおり）</p> <p>3 施行日 令和5年4月1日</p>

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新築</u> 新たに地区公民館を建てることをいう。ただし、<u>全部建替も新築と同等とする。</u></p> <p>(2) <u>増築</u> 敷地内の地区公民館の建築面積や床面積・延べ面積を増加させることをいう。</p> <p>(3) <u>改築</u> 地区公民館の一部か全部を除去し（取壊し）、同一敷地に従前の用途・構造・規模と著しく異ならない地区公民館をつくることをいう。</p> <p>(4) <u>修繕・模様替</u> 屋根や外壁、柱、梁などを部分的に直すことをいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる経費は、地区公民館の新築、増築、改築、修繕・模様替、水洗化工事及び耐震補強工事に係る工事費のうち市長が認めた費用（以下「事業費」という。）とする。ただし、設計費、用地費、補償費、備品購入費及び地区公民館建設に伴う既設建物の買収費を除く。</p> <p>(補助対象の要件)</p> <p>第4条 補助金の交付対象の要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、災害等により緊急を要するときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>新築又は改築の場合</u>は、過去に当該補助金を活用し<u>新築、増築、改築又は修繕・模様替</u>を行ったことがある地区公民館は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直近の増築又は<u>修繕・模様替</u>による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して15年以上経過していること。</p> <p>(2) 増築又は<u>修繕・模様替</u>の場合は、事業費が100万円以上で、かつ、過去に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新築</u> 新たに地区公民館を建てることをいう。</p> <p>(2) <u>改築</u> 既存の地区公民館の全部を除去して新たに地区公民館を建てることをいう。</p> <p>(3) <u>増築</u> 既存の地区公民館に同じ用途の建物を接続又は隣接し、床面積を増加させることをいう。</p> <p>(4) <u>改造</u> 既存の地区公民館の大きさを變えることなく建物の一部を除去等し、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異ならないものにすることをいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる経費は、地区公民館の新築、改築、増築、改造、水洗化工事及び耐震補強工事に係る工事費のうち市長が認めた費用（以下「事業費」という。）とする。ただし、設計費、用地費、補償費、備品購入費及び地区公民館建設に伴う既設建物の買収費を除く。</p> <p>(補助対象の要件)</p> <p>第4条 補助金の交付対象の要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、災害等により緊急を要するときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>新築又は改築の場合</u>は、過去に当該補助金を活用し<u>新築、改築、増築又は改造</u>を行ったことがある地区公民館は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直近の増築又は改造による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して15年以上経過していること。</p> <p>(2) 増築又は改造の場合は、事業費が100万円以上で、かつ、過去に当該補助</p>

改正後	改正前																								
<p>当該補助金を活用し新築、増築、改築又は修繕・模様替を行ったことがある地区公民館は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直近の増築又は修繕・模様替による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して15年以上経過していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(補助率等)</p> <p>第5条 補助金の補助率等は、次のとおりとする。ただし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)における一部過疎地域の指定を受けた地域の地区公民館については、本条で定めた補助率により算定した額に10%を加算した額を補助金の額とする。なお、算定した額が限度額の場合は、限度額を超えて10%加算する。また、補助金額に1円未満の端数が生じる場合は切り捨てる。</p>	<p>金を活用し新築、改築、増築又は改造を行ったことがある地区公民館は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直近の増築又は改造による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して15年以上経過していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(補助率等)</p> <p>第5条 補助金の補助率等は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増築、修繕・模様替又は水洗化工事</td> <td>事業費の3分の1以内</td> <td>200万円を限度とする。ただし、この区分の工事を複合して行う場合の限度額は、200万円とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	限度額	(略)			増築、修繕・模様替又は水洗化工事	事業費の3分の1以内	200万円を限度とする。ただし、この区分の工事を複合して行う場合の限度額は、200万円とする。	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増築、改造又は水洗化工事</td> <td>事業費の3分の1以内</td> <td>200万円を限度とする。ただし、この区分の工事を複合して行う場合の限度額は、200万円とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	限度額	(略)			増築、改造又は水洗化工事	事業費の3分の1以内	200万円を限度とする。ただし、この区分の工事を複合して行う場合の限度額は、200万円とする。	(略)		
区分	補助率	限度額																							
(略)																									
増築、修繕・模様替又は水洗化工事	事業費の3分の1以内	200万円を限度とする。ただし、この区分の工事を複合して行う場合の限度額は、200万円とする。																							
(略)																									
区分	補助率	限度額																							
(略)																									
増築、改造又は水洗化工事	事業費の3分の1以内	200万円を限度とする。ただし、この区分の工事を複合して行う場合の限度額は、200万円とする。																							
(略)																									

議案第 10 号	教育部 生涯学習課
令和 5 年 2 月 28 日 提出	(課長) 深澤 与志章 (担当係長) 遠藤 豊

タイトル	安曇野市社会教育事業補助金交付要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正
要旨	安曇野市社会教育事業補助金交付要綱における芸術文化協会の運営事業に対する補助率等を改め補助金を増額するもの
説明	<p>1 改正の理由 市の芸術文化協会の育成と活動を支援し、社会教育事業及び生涯学習事業の推進を図る。</p> <p>2 改正の内容 芸術文化協会の運営に対する補助率等を改める。</p> <p>■改正前： 毎年 5 月 1 日時点の会員数に <u>300 円</u> を乗じて得た額に <u>66,000 円</u> を加えた額</p> <p>■改正後： 毎年 5 月 1 日時点の会員数に <u>500 円</u> を乗じて得た額に <u>100,000 円</u> を加えた額</p> <p>3 施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>

安曇野市社会教育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
 安曇野市社会教育事業補助金交付要綱（平成18年告示第169号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
4 芸術文化協会の運営	豊科地域芸術文化協会、穂高文化協会、三郷芸術文化協会、堀金芸術文化協会及び明科地域芸術文化協会の運営に係る経費	豊科地域芸術文化協会、穂高文化協会、三郷芸術文化協会、堀金芸術文化協会及び明科地域芸術文化協会の運営に係る経費	毎年5月1日時点の会員数に500円を乗じて得た額に100,000円を加えた額
(略)		(略)	毎年5月1日時点の会員数に300円を乗じて得た額に6,000円を加えた額

※R4は交付決定額

芸術文化協会への補助金交付の状況 (単位: 円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
豊科	172,500	171,900	158,700	150,300	147,900	140,100	132,300	128,100	121,500	120,600
穂高	230,400	221,100	216,000	237,600	260,100	0	231,300	226,200	226,800	213,000
三郷	176,400	174,300	187,500	192,300	191,400	198,000	205,200	191,400	186,600	164,100
堀金	153,300	149,100	150,000	143,100	136,800	131,400	128,100	132,300	129,300	129,900
明科	141,000	138,000	138,000	138,000	138,000	131,700	130,500	129,600	122,400	124,500
合計	873,600	854,400	850,200	861,300	874,200	601,200	827,400	807,600	786,600	752,100

算出根拠: 会員数(5/1現在) × 300円 + 66,000円

芸術文化協会の会員数の状況 (単位: 人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
豊科	355	353	309	281	273	247	221	207	185	182
穂高	548	517	500	572	647	565	551	534	536	490
三郷	368	361	405	421	418	440	464	418	402	327
堀金	291	277	280	257	236	218	207	221	211	213
明科	250	240	240	240	240	219	215	212	188	195
合計	1,812	1,748	1,734	1,771	1,814	1,689	1,658	1,592	1,522	1,407

議案第 11 号	教育部 各課
令和 5 年 2 月 28 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 共催 1 件・後援 1 件 子ども家庭支援課 共催 0 件・後援 1 件 (詳細 別紙)

議案第 11 号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 学校又は学校の連合体
- 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。
- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
 - (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
 - (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
 - (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
 - (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
 - (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和4年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見
27	1421	社会教育課	プラスティックフリーについて学ぼう	おうちワークショップ 田中 京子	おうちワークショップ	後援	申込者に告知し、趣向問題に広く市民の参加に励むを旨として実施するため。	2月16日	2023(令和5)年5月20日(土)	-	-		月 日	安曇野市 役所 4階 会議室	子育て世代に向けて、地球温暖化やマイクログラスチックによる海洋汚染などの環境問題に関心を抱いてもいない自分たちにできることについて考えるきっかけにする。	絵本などで環境問題を学び、台所でできるプラスティックフリー(へちマダウシ)みつけるワークショップ。プラスティックパッケージをリユースした小物作りのワークショップ。参加料:なし	-	-	-	基準第3条第2項により可
28	1422	社会教育課	第60回 富樫祭り	富樫祭り実行委員会 委員 長 山本 義子	富樫祭り実行委員会	共催	子ども連への環境教育の一環として富樫祭りを開催し、民間作曲コンクールを市内の小中学校に広め、音楽会を通して子ども達に正しい音楽を正しく聞かせるため。	2月15日	令和5年5月14日(日)	-	-		月 日	安曇野市 豊科 豊科小学校 会議室	安曇野市豊科出身の詩人であり、つたな詩集『秀英先生を贈る』がある。市内内外へ広く知られることにより、子ども達に民間作曲コンクールや音楽会を通して音楽を愛する心柄を育んでいく。	・民間作曲コンクール表彰及び賞品 ・民謡の披露 ※コロナウイルス感染拡大防止のため、内容を縮小して、参加人数も絞って開催する。	○	-	○	基準第3条第2項により可

教育部子ども家庭支援課共催・後援台帳(令和4年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課 意見
27	R5.2.15	児童青少年係	おさがりリユース会と 小さなエコマルシェ	高山寺 本多徹	高山寺	後援	サイズアウトした 子ども服をリ ユースし、子ども 連の為に循環し たい為SDGsの 取組みを推 進・啓発したい 為※宗教活動に 一切関係してい ません。	2月15日	令和5年6月11日(日)	-	-	-	-	高山寺	①リユースでごみの減 量と新しい循環が未来 に繋がるきっかけ作り の場 ②小さなエコサステヤ レンジで、楽しくSDGs ③子どもの居場所作 り、地域住民の交流の 場	①おさがり服のリユース会 ②清掃活動 ③マルシェ(老若男女問わず 自分らしく向きにSDGsの 取組みを推進・啓発) ④お楽しみコーナー	-	-	-	基業第3 条第2項 により可

議案第 12 号	教育部 学校教育課
令和5年2月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 山田 なつ子

タイトル	安曇野市民生委員推薦会の委員推薦について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市民生委員推薦会の委員推薦依頼があったため、協議をお願いするもの。
説明	<p>1 安曇野市民生委員推薦会委員の推薦について</p> <p>(1) 推薦依頼者 安曇野市長 太田 寛</p> <p>(2) 推薦人数 教育委員より1人</p> <p>(3) 推薦期限 令和5年3月3日(金)</p> <p>(4) 参考事項</p> <p style="padding-left: 40px;">安曇野市民生委員推薦会は、民生委員法第8条により、民生委員の選任(委嘱)手続時に候補者の適否を審議する目的で設置された組織であり、以下に掲げる者で構成されている。</p> <p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none">・民生委員 2人・社会福祉事業の実施に関係ある者 2人・市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 2人・教育に関係のある者 1人・関係行政機関の職員 2人・学識経験のある者 2人 <p style="text-align: right;">計 11人</p> <p>2 任期</p> <p style="padding-left: 40px;">委嘱の日から令和7年11月30日まで</p> <p>3 会議等</p> <p style="padding-left: 40px;">民生委員に欠員が生じ、新たな委員を任命する都度、会議を開催。</p>



4福第1680号
令和5年2月20日

安曇野市教育委員会教育長 様

安曇野市長 太田 寛
(公印省略)

安曇野市民生委員推薦会の委員推薦について (依頼)

平素は当市福祉行政に対しましてご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、当市では民生委員法に基づき、安曇野市民生委員推薦会を組織しています。民生委員推薦会では、区長等から民生委員・児童委員候補者の推薦調書が提出された際に推薦会にて審査し、適格者であると認められた場合に長野県へ推薦します。

民生委員推薦会は、一斉改選に伴い令和4年11月30日をもって任期満了となり、新たに組織する必要があります。これまでは貴会の教育委員 須澤真広様が推薦会委員をしておりますが、新たに組織するに伴い、教育に関係ある者の委嘱区分において、引き続き教育委員の中から推薦会委員を選出していただきたいと考えております。

つきましては、貴会から委員の推薦をお願いしたいと存じますので、ご多用中のところ恐縮ですが、下記によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- | | | |
|---|------|------------------|
| 1 | 委嘱委員 | 安曇野市民生委員推薦会 委員 |
| 2 | 任 期 | 委嘱の日から令和7年11月30日 |
| 3 | 職 務 | 民生委員・児童委員候補者の審査 |
| 4 | 推薦様式 | 別紙のとおり |
| 5 | 推薦期限 | 令和5年3月3日 (金) |

【お問い合わせ先】

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 (1階⑩番窓口)
安曇野市 福祉課 福祉政策担当
課長：上條 貴芳 係長：増田 由美子 担当：與曾井 太一
電話：0263-71-2253 (直通) FAX：0263-71-2328
E-mail:cho-fukushiseisaku@city.azumino.nagano.jp

安曇野市民生委員推薦会委員推薦書

(宛先) 安曇野市長

推薦者

所属機関名

代表者名

印

安曇野市民生委員推薦会委員として、下記の者を推薦します。

委嘱区分	教育に関係ある者
ふり 氏 名	
職 名	
住 所	
連 絡 先	TEL : ----- FAX :

◎ 報告期限 : 令和5年3月3日(金)

※ FAXでの提出でも構いません。(FAX番号: 0263-71-2328)

議案第13号【非公開】

教育部 学校教育課

令和5年2月28日提出

(課長) 太田 雅史 (担当係長) 山田 なつ子

タイトル	教育委員会委員の辞職の同意について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号に規定する、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非公開といたします。

報告第1号	教 育 部 学校教育課
令和5年2月28日提出	(課長)太田 雅史 (担当)山田 なつ子

タイトル	安曇野市PTA連合会から安曇野市教育委員会への質問書に対する回答について
報告を要する事項の内容	
要旨	例年実施されている安曇野市PTA連合会と安曇野市教育委員会との懇談会について、新型コロナウイルス感染防止対策により開催中止となったため、提出された質問書に対して回答を行ったので報告するもの。
説明	提出された安曇野市PTA連合会からの質問書・送付した市教育委員会からの回答書については、別紙のとおり。

令和5年1月19日

安曇野市教育委員会 教育長 様
安曇野市教育委員会 様

安曇野市PTA連合会
会長 常田淳一

安曇野市教育委員会との懇談会開催にあたっての質問書

平素は、安曇野市のPTA活動に対し多大なるご理解とご指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、この度は、教育長様並びに安曇野市教育委員会様にご理解いただき、安曇野市PTA連合会との懇談会の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。予定されている懇談会の時期が迫ってまいりましたので、本質問書により懇談するテーマを提起させていただきます。

安曇野市PTA連合会では、懇談内容について各小中学校PTA会長からのアンケートにより質問事項を収集し集約を行い、安曇野市教育委員会様にご質問やアドバイスをいただきたいと思うことをとりまとめてまいりました。

以下に提示させていただきますので、懇談会において安曇野市教育委員会様としての見解やご回答をいただきたいと存じます。また、今回は各校から提出された質問をありのまま全て記載させていただいております。

なお、私どもは、教育行政について認識が浅い面がございます。認識間違いや見間違いなどの質問もあろうかと思いますが、各PTA会長が日頃感じている生の声であることをご理解いただき、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

安曇野市教育委員会への質問・要望に対する回答書

1. 青パトの委託契約について

少子化に伴って各PTAでも将来を見据える意味で活動のスリム化を検討していると思いますが、恐らく子供の数が多かったであろう時代に始まったと思われる「青パト」はいつまで続けるつもりですか？

活動の目的とその効果、掛かる費用、車両管理の負担、会員の時間的負担、事故リスク、犯罪利用されるリスクを考えた時に存在意義を感じません。

単Pで勝手に辞める事も出来ない物だと認識はしておりますが、あの車両による犯罪抑止効果については本来、警察組織が行うべき活動と思えますし、新入学のタイミングで地元警察官が車両や自転車でパトロールすれば済む事だと思います。警察官の人員が足りないのなら、それは警察の問題であり、警察にてその時期に短期的に退職したOBなどを動員して子供達の安全確保の活動をするなどで対応すべきです。

数年前にPTAA役員で通学児童の安全見守り活動をしていた人が誘拐殺人を犯した事件がありましたが、青パトを使った犯罪が生まれないと限りません。

補足：平成22年の業務委託契約締結により12年が経過し、新型コロナウイルス蔓延をはじめ子ども・保護者を取り巻く環境も大きく変化してきております。現在各学校PTAより青パト活動に対する活動意義について疑問の声も上がってきており、安曇野市PTA連合会においても活動内容の見直しを考えざるを得ません。

今後の青パト活動について市としてはどのようにお考えでしょうか？

学校教育課

子どもに対する犯罪の前兆となり得る声掛け事案は、その多くが登下校時の通学路において発生しており、登下校時の通学路に焦点を当てた対策を進めていく必要があります。

このような背景の中で、定期・不定期に関わらず青色回転灯を付けた車両が、通学路をパトロールしている事は、地域住民が子どもの安全を見守っていることを視覚的にアピールし、自主防犯パトロールの象徴として犯罪の抑止効果があることから、児童生徒の安全確保の取り組みとして大切であると考えております。

具体的成果としましては、各警察署が発信しているライポくん安心メールにおける声掛け等の事案に関する件数に表れております。

令和3年度では松本警察署管内で16件に対して、安曇野警察署管内では0件と、人口規模は異なりますが近隣市と比較しても安曇野市管内は非常に少ない結果となっています。

このようなことから、今後の青色防犯パトロールの実施については、保護者の皆さまにご負担をおかけし大変恐縮ではございますが、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

ただし、保護者の負担軽減については、各PTAの状況により、パトロールの実施回数・実施時期をより柔軟に対応いただけたらと思います。

なお、令和5年度予算に青色防犯パトロールへのドライブレコーダー設置に関する予算を計上しており、保護者の皆さまが安心してパトロール活動が実施できるよう改善を図っていきます。

2. 各連絡協議会への関わり、関与について

穂高地区青少年育成連絡協議会へ予算補助を行なっていると思いますが、その活動の実際について精査、監督、指導など行う事は行っておりますでしょうか？

中学校代表として会議に出て意見もしておりますが、昔からの活動を惰性的に続けている組織になっており、存在意義に欠けております。青少年の育成の為に、と言う活動とは思えないです。穂高東中学校として脱会を考えておりますが、教育委員会としても活動内容を把握して適切な助言をすべきだと思います。

子ども家庭支援課

穂高地区青少年育成連絡協議会への補助は、市の補助金交付要綱により、他の青少年健全育成事業を実施している団体と同様に実施しています。補助金は、事業計画書、実績報告書、予算書、決算書等から毎年活動内容を確認して交付しており、実績報告書からは、夏季街頭パトロール、青少年育成講演会、青少年健全育成啓発のためののぼり旗の管理等の事業実施を報告いただいております。また、団体には11月の市内の有害環境調査の実施への参加、県の事業である7月の青少年の非行被害防止月間、11月の子供若者育成支援推進強調月間の、駅前等での街頭啓発活動にご参加いただくなど、団体の青少年健全育成活動について確認をしているところです。

3. 学校登山ボランティアの育成・派遣について

安曇野市内各中学校では伝統的に学校登山を実施しておりますが、これの規模縮小が進んでいると感じます。各校単位ではなかなか厳しい引率人材の育成確保について、教育委員会として行ない、例えば一定の経験のあるボランティアを組織化して各校の学校登山へ派遣するなどのサポート活動は出来ないでしょうか？

学校教育課

令和3年度に全10小学校に「直近3年間で計画した登山」を調査したところ、実施する計画があるのは3校のみで、長峰山、光城山だけでした。小学校では集団登山を行う機会がほとんどない状況です。子どもの体力、気力等に配慮し、多様化、個別化を尊重する時代になってきているのも背景の一つと考えられますが、同様の理由で、中学校の学校登山も規模縮小が進んでいると考えられます。

また、引率人材の育成確保については、ご意見を参考にさせていただきますが、教育委員会として、各中学校の学校登山に向け、ボランティアを育成・組織化して各校の登山に派遣することは、事業として専門性が高く、育成の難しさや実施日が集中しやすい学校登山の特性から、各校の登山に公平にボランティアを派遣することは困難で、教育委員会で行う事業としては難しい状況です。

しかしながら、小中学校における学校登山の意義を見直し、どう取り組んでいくのか検討する時期に来ていると思われれます。

4. 通学路について

新田中交差点の問題 危険な交差点として昔から問題になっています。今年はさらに交差点の西南角にフィットネス施設が計画され、工事の際は何十年も事実上通学路として利用していた砂利の敷地が使えなくなるなど緊急性のある問題が生じています。現況の狭い市道を拡幅して歩道を拡充すれば解決するのですが、区や市民団体(地区PTAも含む)で関係機関や市長に請願や要請等をして動いてはいても、関係機関が縦割りでお互いに情報を共有できていない、担当部署ごとにやれることが限られてしまうなどの問題があります。あまりにも複雑な仕組みのため、指定通学路を管理する部門が責任をもってスムーズにことが運ぶように全体を調整する等の対応策を構築するよう検討願います。

学校教育課

新田中交差点の問題については、長年保護者の皆さまにご心配をおかけして申し訳ございません。

行政組織の役割も分かりにくく、保護者の皆さまに混乱を生じさせていることについて、保護者の皆さまへの説明不足を反省するものでございます。

市教育委員会では、区長・警察・道路管理者などの関係機関がお互いに情報を共有し、通学路の安全対策に取り組むために通学路交通安全部会を運営しております。

本部会の主な活動としては、平成27年度から通学路合同点検を実施し、点検後の進捗状況をホームページで公開するなどの事業の推進を図っています。

新田中交差点は平成27年度の点検対象となり、道路管理者である市建設整備課から市教育委員会へ事業の進捗状況の報告を受けておりましたが、用地確保等の課題から事業化が進んでいない状況で、取り組み不足を感じております。

今後とも、道路管理者及び警察等と情報を共有し、教育委員会としても事業の推進に向けて関係部局と連携を図ってまいります。

5. 連絡方法について

地区PTA内の各家庭への連絡方法が現在は紙ベースなところがほとんどです。学校のオクレンジャーが利用できるようになれば通常の連絡の他、急な変更や緊急連絡などが生じた際には非常に助かります。ただ、学校側の負担だけがなくなるのも申し訳ないので何かよい方法がないか検討したいです。

補足：オクレンジャーのほか、市で管理しているWiFi環境のある会議室の共有は可能でしょうか？

学校教育課

資源回収中止などのPTA全体で緊急連絡が必要な場合は、学校へご相談いただければオクレンジャーによる連絡は可能かと思いますが、地区PTA単位での情報共有については、保護者の皆さまが、普段、使い慣れている民間のSNSサービス等の活用をご検討いただければと思います。

WiFi環境のある会議室の共有については、公民館等ではロビー・ホールなど、無料公衆無線LANサービスの提供エリアが限られている状況です。

なお、市教育委員会では、令和5年度から各公民館内で持ち運びができる小型WiFiルーター貸与の運用開始について検討を進めています。

6. 生徒数の減少にともなう地域との連携について

少子化により今後生徒数が減少傾向にあります。生徒が減れば保護者の数も減り、今までと同じ規模と回数による活動は困難となります。そうした中、PTAの役員は地域での活動にも充て職として参加者しており、単P活動以上の時間と労力を要する活動も発生しています。

PTAが地域と連携した活動に取り組むのと同じく、地域組織と連携した学校活動も積極的に推進願いたい。

例えば

学校の環境整備に、地域団体に参加いただく。

専門性の高い学校行事への有識者のボランティア参加

保護者組織とは別に、学校活動を応援頂ける別組織など

学校教育課・生涯学習課

安曇野市では、以前から地域人材による学校活動への支援を積極的に取り入れております。また、今年度から安曇野市コミュニティスクール事業で、「学校運営協議会」と学校と地域がともに行う「地域学校協働活動」を一体的に推進し、地域ぐるみで子どもたちを育てる仕組みづくりに取り組んでおります。今後は、この事業を一層推進し、学校と地域の連携強化を図ります。

地域公民館では、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校・地域コーディネーター・市社会福祉協議会等が参加する連絡会（地域学校協働本部連絡会）を開催し、情報共有、ネットワークの構築、活動に対する相談など「連携のための基礎づくり」を行っています。

7. 給食費の問題について

NHKによる報道によると、消費者物価指数が高水準になるなど、物価の高騰に歯止めがかからないとのことです。

また、平素から低廉かつ児童生徒の健康を考えた学校給食に係る食材の調達に苦慮されていることと存じます。

これに関連して、長野県では食材の価格高騰に伴う保護者の負担を軽減するため、今年度、国の交付金を活用して1,032万円余りの予算を計上されているそうです。

これについて2点問います。

1. 児童生徒の給食は、摂取エネルギー量の確保と地産地消の推進を基本としていますが、一方で児童生徒の学校生活における楽しみの一つでもあります。

そこで、安全・安心でおいしいだけでなく、甘味を給する等児童生徒の心に残り続けるような給食を給すべきと考えますが、教育委員会としてどのようにお考えでしょうか？

学校給食課

給食は子どもたちの心身の健康、食品を選択する能力を身につけることや、食文化を理解し尊重する等の食育の時間でもあるので、おいしく楽しい食事はもちろんのこと、生涯健康でいられるような味覚や食べ方を身につけてほしいという思いで、毎日給食作りをしています。

安曇野らしい特色ある学校給食を推進しており、月に一度の「安曇野の日」献立を行い、旬の安曇野の食材を使ったご当地献立の提供や、児童生徒の希望献立を実施しています。

また、地域の伝統食や季節の行事食、安曇野と縁の深い新宿中村屋カリー、児童生徒から募集したイラストがプリントされたわさびコロッケ、またりんごナポリタンといった児童生徒に人気の高い献立に、地元食材を積極的に取り入れながら、児童生徒の心に残り続けるような給食の提供に努めています。

2. 安曇野市立の小中学校の給食費について、各種補助金や市税等の計上、県に対して助成金を要望する等により、給食費の保護者負担の無料化または軽減を図るべきと考えますが、教育委員会としてどのようにお考えでしょうか？

長野県内では長和町をはじめ「7町・14村」（計21町村・27.3%）で給食の「無料化」を実施し、また、「52市町村」（67.5%）で給食費への「一部補助」を実施しているほか、全国的にも無料化とする自治体が少しずつ増えていると聞きます。

学校給食課

児童生徒分の食材費は年間およそ4億3,000万円必要となること、また学校給食法においても、保護者の皆さまにご負担いただく給食費はすべて食材の購入費用に充てることを原則としていることから、給食費の完全無償化は現在のところ困難と考えます。

なお、新年度は物価高騰に伴い給食費の見直しを予定していますが、児童生徒分の給食費は、保護者の経済的負担の軽減を図り現行の給食費を維持するため、値上げ分を市が公的負担できるよう新年度予算要求をしています。

助成金の要望については、全国市町村教育委員会連合会を通じて国へ要望しています。

8. 働き方改革におけるPTAとの関わり方について

安曇野市コミュニティースクール（Acs）事業の下、学校における部活動様々な取り組みがなされていると思います。現在PTA活動にご協力いただいている学校の先生方のご負担についても改善の必要があると思います。

今後の学校とPTAの関わり方についてどのようにお考えでしょうか？

学校教育課

PTA活動の意義の一つに、教職員との連携・協力の場という側面があります。そこで、現在、学校業務分担の中にPTA担当業務を位置づけている状況があります。子どもたちのために真に必要なものは何かを見極め、教師が教師でなければできないことに全力投球できるようにするために、PTA事務局、各部の業務が教職員でなければ遂行できない業務かどうかという視点で、見直しが必要だと思えます。コロナ禍でPTA活動も見直しや縮小が余儀なくされている状況をよい機会として、PTA活動の意義や組織・PTA行事等を見直す中で、互いにつながり学び合えるPTA活動改革が進むことを願います。

報告第2号	教育部 各課
令和5年2月28日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について	
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告	
要旨	生涯学習課 1件 文化課 2件 子ども家庭支援課 1件	(詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>		

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和4年度2月定例会専決事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課意見
26	R6.2.14	社会教育係	文部科学大臣賞争奪「全日本健康麻将選手権」長野大会	全日本健康麻将協会の協賛 岡田 和彦	全日本健康麻将協会の協賛 岡田 和彦	後援	参加者が安心して申し込み、ゲームを楽しめることができ、健康麻将選手権を普及させるため。	2月14日	2023/5/28(日)	○	過去承認		月 日	松本市総合社会福祉センター	趣旨は仲間づくり・健康づくりの他に生涯学習として健康麻将選手権を普及させたい。	100人規模の健康麻将選手権大会を開催する。参加料:3,000円	-	○	○	生涯学習課第2号により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和4年度 2月定例会報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管 課 意見
75	R5.1.25	文化	第48回 わくわく キッズコンサート	「ホッと」演 奏委員会 ランディア協会	「ホッと」演 奏委員会 ランディア協会	後援	小さなお子さん など多くの方に コンサートへお 越しください。 音楽に触れて欲 しいため。	1月23日	令和5年 4月17日 (月) 10:00~、 11:15~ 各30分	○	過去承 認		1月26日	松本市庄内 地区公民館 大会議室	子連れでコンサートに行かれな い方や、小さいお子さんがない方 のコンサートに行かない方の 為に意図的にコンサートを行い、音 楽に触れて欲しい。	内容:ヴァイオリン&ピアノ デュ オコンサート ヴァイオリン:牛山孝介 ピアノ:原本敦子 対象:未就学児(0~3歳程度)と その家族、その他一般の方など たでも 入場料:無料	○	-	○	基準 第3条 第2項 及び 第4条 第2号 により 可
76	R5.1.31	文化	穂高美術協会春季 展	穂高美術協会	穂高美術 協会	後援	絵画の展示を通 じて、安曇野地 域の芸術文化の 向上に貢献する ため。	1月31日	令和5年3 月30日 (木)~4月 4日(火) 午前9:30 ~午後4: 30	○	過去承 認		2月1日	磯山公園 研 成ホール	絵画の展示を通して多くの方に関 心を寄せてもらう事で芸術文化 の価値を知って頂き地域の文化 振興を図る。	会員による絵画、版画等30展 どの展示 入場料:無料	○	○	○	基準 第3条 第2項 及び 第4条 第2号 により 可

教育部子ども家庭支援課共催・後援台帳(令和4年度2月定例会専決事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見
26	RG.2.8 年庶	児童青少年課	遊んで学んでスライパ ク！&早春のかほりお 届けします	TOY BOX 信州ス カイパークサービ スセンター 宮林 所長 健治	TOY BOX 信州ス カイパークサービ スセンター	後援	対象となる子どもから 保護者に事業を幅広く ご理解いただき、安心 してご参加いただきた め後援をお願いたしました ます	2月4日	令和5年2月25日(土)	○	過去承認	松本平広域公園 総合球技場	遊んで学べる様々な企画を 実施したり、園内で制定した 花本を無料配布するイベント です。幅広い世代が楽しめる 内容となっています	入場無料 ・はたららくるお大集合 ・花本無料配布 ・ゲームコーナー ・フードコーナー など	-	-	○	基準第3条 第2項及び 第4条第2号 により可

報告第3号

令和4年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育担当

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
就学时健康診断業務	○来年度実施日程決定・通知	
教職員健康推進事業	○カウンセリングルーム実施 ・3/18：会場 穂高会館 ○教職員健康診断 総ざらい実施	
就学援助事務	○就学援助費 ・後期 支給額更正、通知 ・新入学児童生徒学用品費事前支給 認定、通知 ○特別支援教育就学奨励費 ・後期 支給額更正、通知	○就学援助 ・後期支給 3/8 ・事前支給 3/8 ・令和5年度案内配布準備 ○特別支援教育就学奨励費 ・後期分 支給 3/8
GIGA スクール	○活用支援 ・指導主事と協力し、各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ○ICT 教育推進委員会 ・今年の活動の振り返り及び来年度の活動について ・年度末更新作業に関する説明会 ○セキュリティ関連 ・教育情報セキュリティポリシー（案）の策定	○活用支援 ・GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ○セキュリティ関連 教育情報セキュリティポリシー・各種マニュアルの策定
コミュニティスクール事業	○学校運営協議会運営支援（オブザーバー参加分） ・2/16 堀金小学校 ○校長会説明 ・2/14 地域学校協働活動に係る制度周知 ○地域学校協働本部連絡会 ・2/6 豊科南中学区 ・2/7 豊科北中学区 ・2/22 三郷地域 ・2/27 明科地域	○学校運営協議会運営支援（オブザーバー参加分） ・3/1 穂高東中学校 ○第2回地域コーディネーター連絡会 ・3/10 実施状況報告等 ○地域学校協働本部連絡会 ・3/1 堀金地域
学校安全支援事業		○第2回通学路交通安全部会 ・令和4年度通学路合同点検の結果報告及び対策案について 3/2 ○第2回安曇野市交通安全推進協議会 3/15 ・令和4年度通学路合同点検の結果報告及び対策（案）の承認について

令和4年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校給食課>

学校給食担当

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
給食センター総務費	<p>○学校給食費について学校給食センター運営委員会からの答申を尊重し、新年度の予算要求を行っている。</p> <p>○来年度、南部給食センターで豊科南中の給食を提供することについて調整をおこなう。</p>	<p>○学校給食センター運営委員会からの答申を尊重し、令和5年度の給食費を決定する。</p> <p>○随時調整作業を実施する。</p>
学校給食費会計公会計化事業	<p>○給食費管理システムによる給食費の口座振替の実施 ・振替データ作成 ・金融機関へデータ伝送</p> <p>○給食費の精算事務を行い、精算通知書を発送した。</p>	<p>○第10期（2/28）の給食費口座振替に向けて準備作業を行う。</p>
各給食センター管理運営事業	<p>○所管する学校へ安全・安心でおいしい給食が提供できるように、施設及び調理環境の整備を随時行う。</p>	
堀金給食センター設備更新事業	<p>○堀金学校給食センター厨房機器等更新工事に伴う事業内容やスケジュールの調整を随時行う。</p>	<p>○入札により設計業務を行う業者が決定したため、今後打ち合わせを進めながら設計を行っていく予定。</p>

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育係

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
日本語教室	豊科2月5日、12日、19日、29日（日） 穂高2月4日、11日、18日（土） 三郷2月18日、25日（土） 堀金2月5日、12日、19日、26日（日）	豊科3月5日、12日、19日、26日（日） 穂高3月4日、11日、18日、25日（土） 三郷3月4日、11日、18日、25日（土） 堀金3月5日、12日、19日、26日（日） 日本語教室ボランティアきっかけ講座 第1回3月8日（水） 第2回3月15日（水）
企業人権教育	2月9日（木）企業人権教育推進協議会 会計監査・理事会	
人権教育推進事業	2月14日（火）人権教育推進委員会小委員会 2月21日（火）人権教育推進委員・指導員の合同会議	3月22日（水）社会教育指導員連絡会
生涯学習推進計画	第2次安曇野市生涯学習推進計画（後期計画）（案）に関するパブリックコメントの実施2月22日（水）～3月22日（水）	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
公民館長・主事会	2月13日（月）	3月13日（月）
公民館報	2月20日（月）館報67号校正会議	3月2日（木）館報68号企画会議
中信地区公民館運営協議会	2月3日（金）第3回評議員会	
総合芸術展	2月13日（月）第4回実行委員会	3月9日（木）～17日（金）開催
芸能フェスティバル	2月6日（月）第2回実行委員会	3月5日（日）開催
公民館運営審議会		3月24日（金）第3回公民館運営審議会
社会教育委員の会		3月27日（月）第4回社会教育委員の会

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課豊科生涯学習係（豊科公民館）

豊科公民館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
地域学校協働本部連絡会（南中学校区）	期日：2月6日（月）	
地域学校協働本部連絡会（北中学校区）	期日：2月7日（火）	
ICT講座「超初心者向けスマートフォン講座」	期日：2月21日（火）	
豊科公民館サポート委員会議		3月10日（金）令和4年度の振り返りと令和5年度公民館事業計画について
ふるさと探訪講座「安曇野道祖神散歩」		3月17日（金）講師 窪田 雅之さん（松本市文書館職員）
暮らしの知恵講座「春を彩る寄せ植え」		3月22日（水）講師 佐川 正樹さん（クラフトと花「カレン」）
「楽しい菊づくり講座」（全6回）		3月29日（水）から4月12日（水）に受講生を募集、申し込みを受け付ける。

豊科公民館施設管理運営事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
豊科公民館・ホール	2月16日（木）松塩筑農業委員協議会研修会【ホール対応】	
	2月21日（火）人権教育推進委員・人権教育指導員合同会議【ホール対応】	
	2月25日（土）防災講演会【ホール対応】	
	2月26日（日）信濃楽友会合唱練習【ホール対応】	
	2月27日（月）消防用設備点検・エレベーター保守・自動ドア保守	
	3月4日（土）安曇野市健康づくり推進員総会・研修会【ホール対応】	
	3月5日（日）安曇野市芸能フェスティバル【ホール対応】	
	3月12日（土）吹奏楽団「幻」公演【ホール対応】	
	3月29日（水）ピアノ教室練習（ピバ・ムジカ）【ホール対応】	
	4月1日（土）長野県サッカー協会U-15サッカーリーグ開幕式【ホール対応】	

生涯学習課穂高生涯学習係（穂高公民館）

穂高公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
季節の料理教室		3月14日（火） やしょうま作り教室
健康づくり講座	2月3日（金） 背骨コンディショニング教室③ 2月10日（金） 背骨コンディショニング教室④ 2月17日（金） 背骨コンディショニング教室⑤	
季節のコンサート	2月26日（日） 早春弦楽コンサート	

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課三郷生涯学習係（三郷公民館）

三郷公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
健康長寿講座	2月1・15・22日（水） 若返り体操教室 三郷公民館講堂	
生きがい教室	2月8日（水） 料理教室② 三郷公民館調理実習室	
冬季スポーツ大会	2月19日（日） ポッチャ大会 三郷文化公園体育館アリーナ	
三郷地域学校協働本部連絡会	2月22日（水） 三郷公民館講義室	
親子支援講座	2月24日（金） ひまわりクラブ閉講式 三郷公民館会議室 201	
地区公民館長・主事会議	2月25日（土） 地区公民館長・主事会議 三郷公民館講堂	
生きがい講座	2月26日（日） けん玉チャレンジ⑦閉講式 三郷公民館講堂	
親子支援講座		3月10日（金） ひまわりクラブ説明会 三郷公民館講堂
ICT講座		3月15日（水） はじめてのスマホ教室② 三郷公民館講義室
教養講座		3月19日（日） みさと落語会 三郷公民館講堂

生涯学習課堀金生涯学習係（堀金公民館）

堀金公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
冬期スポーツ大会	2月12日（日）堀金小学校体育館 種目：ポッチャ 地区公民館から1チームずつ、計52名参加	
堀金のお宝発見講座「母や父の戦争の頃のこと」	2月14日（火）堀金公民館講堂 参加者 33名	
地区公民館役員会	2月16日（木）堀金公民館講堂 地区公民館役員参集範囲：館長、主事	
堀金地域学校協働本部連絡会		3月1日（水）実施
堀金のお宝発見講座「雑誌『信濃不二』から堀金を探る」		3月21日（火）実施

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課明科生涯学習係（明科公民館）

明科公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
明科いいまちサロン	2月23日(木) 2月例会 「子どもに寄り添う」～健やかな成長を願って～ 子どもたちの心の声に耳を傾けて 講師の数千件の教育相談の実践をとおして、子育てのあり方を解説。	3月25日(土) 3月例会 「早春コンサート」 春の訪れを感じながら、フルートとピアノのしらべを楽しむ。
ICT講座	2月2日(木) スマホ相談室 基礎編第3回 スマホの基本的な操作、アプリの使い方などについて、個別に説明。	
冬の歌声ひろば	2月7日(火) アコーディオンの演奏にあわせて懐かしい歌謡曲、童謡、唱歌を歌う。	
明科歴史探訪講座		3月9日(木) 大逆事件の26人 第3回 大逆事件で起訴され、有罪となった26人のそれぞれの人物像、生きざまを解説。
春休み将棋教室		3月23日(木)、24日(金) 子どもから大人まで、初心者から上級者まで楽しめる教室。
地域学校協働本部連絡会	2月27日(月) 明科公民館	

令和4年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
美術館博物館年間予定表	令和4年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布(R4.4/22)) 12月利用者数:10人 1月利用者数:35人	
あづみのミュージアムカード	安曇野市・池田町・松川村・大町市の一部の美術館・博物館等の周遊を図る。(3/19配布開始) 12月の総配布枚数336枚、1月の総配布枚数835枚	
安曇野市ミュージアム活性化事業	穂高東中学校 1月26日(木) 1年生145人 信大連携熊井啓展示 1月24日(火)~2月12日(日) 信大図書館	専門部会 3月1日(水) 実行委員会 3月7日(火)
東京藝大連携事業	楽器演奏クリニック 2月5日(日) 穂高会館 中学生41人 ファミリーコンサート 2月5日(日) 穂高会館 一般200人 リーダーズバンド楽器演奏指導 3月18日(土) 豊科南中	
あづみのジュニアクラシックコンサート	3月25日(土) みらい 令和4年7月のオーディションにより選出された児童・生徒11組13人による演奏	
早春賦音楽祭	あづみ野公園早春賦音楽祭 5月14日(日) 事務局会議 2月9日(木) 実行委員会 2月15日(水)	
演劇公演【共催】	劇空間夢幻工房「チュイチュイ 左手のバイオリン弾き」 1月21日(土)・22日(日) 豊科公民館 来場者数580人	
安曇野の工業技術【共催】	安曇野の工業技術—MONOZUKURI と美—「工業製品に宿る精緻な美しさ」主催:碌山美術館 3月18日(土)~26日(日) みらい ワークショップ 3月19日(日)	
みらい展示ギャラリー	ガラス工房展 1月31日(火)~2月19日(日)	

文化振興総務費

事業	現況	今後の取り組み 備考
博物館協議会	第3回博物館協議会 3月7日(火)	

指定管理施設の事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
豊科近代美術館	中学高校美術部展 (2/7~26)	
田淵行男記念館	田淵行男記念館棧橋工事のため休館 (12/28~3/3)	
高橋節郎記念美術館	第9回日展工芸美術長野県入選者展 (12/20~2/26)	
穂高陶芸会館	冬季休館 (12/28~R5/2/28)	
飯沼飛行士記念館	冬季休館 (12/15~R5/2/28)	

博物館担当

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
収蔵資料整理	・収蔵庫内の民俗資料の整理 新市立博物館の整備に向けて、資料の所在や破損の有無を確認。	
企画展	・第39回白鳥写真展 会期：2月4日(土)~3月5日(日)	・春季企画展 「わたしの野良着」 3月18日(土) ~5月21日(日)
講座等	・こたつ講座 期日：1月28日(土) 参加者：20人 2月4日(土) 参加者：16人 2月18日(土) ・「昔の暮らし体験教室」(体験資料とDVDの貸出し) 例年、小学校3年生を対象に出前講座を行ってきたが、感染症予防のため出前講座は行わず、体験用資料とDVDの貸出しを行う。	・こたつ講座 (3月中旬以降) 3月4日、3月11日、3月25日 (いずれも土曜日)
職員派遣等	・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市バーチャルミュージアム	・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebookページ「安曇野市教育委員会文化課」公開(令和3年3月1日~)	
コンパクト展示	・「白井吉見 その人、その言葉」 会期：1月31日(火)~3月31日(金) 場所：ほりで~ゆー四季の郷	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館	冬季休館 12月28日(水)～2月28日(火)	
穂高鐘の鳴る丘 集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、 農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	・三郷の記憶 2～古代から中世～ 会期：1月14日(土)～2月12日(日) 参加者：140人 ・第10回瀧澤伸介絵画展 会期：2月18日(土)～3月5日(日)	・第20回三郷美術会新春 小品展 3月11日(土) ～3月26日(日)

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・ 整理	公開資料点数 公文書 48,703点、地域資料 48,787点 (1月末現在) (1月新規点数/公文書 118点、地域資料 1,044 点)	
企画展示等	・『豊科の宝』刊行記念展示 会期：1月15日(日)～3月31日(金)	
講座等	・古文書初級講座(全5回) 「ここから始める古文書解読『読んでみよう、くずし字』」 期日：2月6日(月) 参加者：11人 2月13日(月) 参加者：13人	・古文書初級講座 2月20日・27日、 3月6日
市誌編さん	・安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) 資料編(豊科編)原稿2月末提出	

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
講座等	・春の講演会「極々私的な臼井吉見体験」(講師:降旗牛朗氏) 期日：3月19日(日)	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』『穂高の宝』『豊科の宝』の頒布等	<ul style="list-style-type: none"> ・明科及び穂高の『宝』は、配布終了。 ・『豊科の宝』は、豊科郷土博物館等にて無料配布中。 ・市ホームページを通じて PDF 版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。 	
『三郷の宝』の刊行	<ul style="list-style-type: none"> ・『三郷の宝』校正中。2月末日納品予定。 	

文化財保護係

文化財保護・保全事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	市指定文化財中村の大己社本殿の修理について、総代と協議等。	所有者・管理者等の高齢化が懸念されている
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科(梅千野研究室)との連携事業 ・市内神社の本殿調査、と昨年度調査した神社本殿の成果報告等を実施	
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業 明科七貴2箇所	随時
文化財の無料公開	重要文化財「曾根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財(木造日光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂)」の無料公開を各9回実施	月一回の無料公開を実施 令和4年度(予定) 曾根原家 10回 光久寺 9回
地区の祭り実施状況調査	令和3年度に引き続き、調査票(アンケート)の配布により、お祭りの開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすすめる(調査対象:指定文化財16件、未指定16件)	調査結果を市ホームページで公開予定
文化財保存活用地域計画	策定にむけて他自治体の先行事例の研究 国の補助金の要望書を提出	研究継続
文化的景観保存活用計画	他自治体の先行事例の研究及び、文化庁主催研修会への参加	研究継続

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に 対しての協議及び 工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第 93・94 条関係 の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応
公共事業協議	埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、 必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と 協議する	継続
埋蔵文化財 報告書作成作業	発掘調査等で出土した遺物及び遺構の図化、記録、写真撮 影等（文化財資料センター）	継続

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館 映画上映会	『最高の人生のつくり方』 期日：2月17日（金） 場所：みらい	
中央図書館 おいしい安曇野塾	「プランター菜園のはじめ方」 期日：2月18日（土） 場所：みらい	
中央図書館 上映会・トークイ ベント	狂気山脈 ネイキッド・ピーク パイロットフィルム上映会イベント 期日：3月4日（土） 場所：みらい	
第3回 図書館協議会	期日：3月9日（木） 場所：みらい 令和5年度安曇野市図書館事業計画について 等	

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《子ども家庭支援課》

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
黒沢洞合自然公園整備事業	2月15日（水） 第3回黒沢洞合自然公園検討委員会	

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
<p>【子ども発達支援相談室】</p> <p>○遊びの教室 （体・知覚・社会性を育てる手助けをする）</p> <p>○「親子であっぷっぷ」 （子どもの発達を助け、子どもとの関わりに困難を抱えている保護者向け個別相談）</p> <p>○ことばの相談日 （言語発達の躓きについて、初期の相談窓口として課題の改善、緩和を目指す。）</p> <p>○はいはいたちの相談日 （乳児期の運動発達の躓きについて、早期支援を行い全体の発達を整える。）</p> <p>○子育てサポートプログラム （家庭や園生活の中で注意力や感情のコントロールや人とのかかわり方に苦手さを感じている子どもさんの保護者向け学習会）</p>	<p>○ 遊びの教室では、こあら穂高（2/13、2/24、2/2、2/20、2/28）、こあら堀金（2/6、2/27）、いるか穂高（2/16、フォローとして2/2、2/20、2/28）開催</p> <p>○ 「親子であっぷっぷ」 2月は、3回実施。</p> <p>○ ことばの相談日は、2月は、3回相談対応を行う。 遊びの教室内でも相談等を行った。</p> <p>○ はいはいたちの相談日は、2月は2回実施。</p> <p>○ SSP 学習会の開催は、 ・2/20（月）－穂高幼稚園・北穂高認定こども園</p>	<p>○遊びの教室は、コロナ対策など感染症対策を取りながら3月は、5回実施していく予定。</p> <p>○親子であっぷっぷは、カンファレンスを行いながら3月は、4回の支援を行う予定。</p> <p>○ことばの相談日は、3月は、遊びの教室での支援もしていくが、1回の実施をしていく予定。</p> <p>○はいはいたちの相談日は、発達の段階を踏まえ、個別指導をしながら3月は、2回実施予定。</p> <p>○ソーシャルスキルプログラムの学習会は、2月で今年度は終了。</p>

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター	2月17日（金） 青少年センター運営委員会 2月22日（水） 青少年センターだより（広報）	3月23日（木） 春休み街頭巡回
青少年体験事業	2月4日（土） 冬季親子体験ラボ2「スイーツを作ろう！」	
子ども会育成会	2月22日（水） 育成会だより発行 3月2日（木） 市子ども会育成会連絡会常任委員会	3月23日（木） 松本地方子ども会育成連絡会
わいわいランド	2月8日（水）より順次再開	
児童館・児童クラブ	2月24日（金） 児童館建設検討会（豊科）	

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《こども園幼稚園課》

保育幼稚園係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
三郷東部認定こども園建設地元説明会	三郷東部認定こども園新園舎建築に向け、地元説明会を行う。 1. 日時 令和5年3月9日（木）19:00～ 2. 場所 三郷公民館 1階 講堂 3. 説明内容 説明内容：三郷東部認定こども園建設に係る土地利用計画について 4. 開発計画場所 安曇野市三郷明盛779番1外	
穂高幼稚園卒園式 3月20日（月）9:30～ 穂高幼稚園遊戯室	心温まる卒園式を実施する	
公立認定こども園卒園式 3月24日（金）9:30～ 各認定こども園遊戯室	心温まる卒園式を実施する	
公立認定こども園 春季希望保育 3月24日（金）～4月6日（木） 3月24日～3月30日給食有 3月31日～4月6日弁当持参	春季希望保育を実施する 仕事等で家庭での保育が難しいお子さんをお預かりする ※令和4年度年長児は3月31日までの利用となる	

報告第4号【非公開】	教育部 学校教育課
令和5年2月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	令和4年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

報告第5号【非公開】	教育部 学校教育課
令和5年2月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 臼井 慎詞

タイトル	教育長報告
	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。